令和元年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和元年９月１９日から令和２年１月２４日まで（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、９件（９名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ０［１］ | ０［０］ | ３［３］ | ０［２］ | 　３［ ６ ］ |
| 支援学校 | １［０］ | ０［１］ | ２［１］ | １［１］ | 　４［ ３ ］ |
| 中学校 | ０［１］ | ０［０］ | ０［２］ | ０［０］ | 　０［ ３ ］ |
| 小学校 | ０［３］ | １［０］ | ０［０］ | １［０］ | 　２［ ３ ］ |
| 合　計 | １［５］ | １［１］ | ５［６］ | ２［３］ | 　９［１５］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | １［０］ | １［１］ | ４［４］ | ２［２］ | 　８［ ７ ］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | ０［０］ | １［１］ | ０［１］ | 　１［ ２ ］ |
| 公務外非行関係 | ０［４］ | ０［０］ | ０［１］ | ０［０］ | 　０［ ５ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［１］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ １ ］ |
| 合　計 | １［５］ | １［１］ | ５［６］ | ２［３］ | 　９［１５］ |

（１）一般服務関係…８件（８名）

①体罰…３件（３名）

ア　府立支援学校　男性教諭（４１歳）『減給３月』

平成３１年２月、男子生徒の右側頭部を、右拳で２回叩く体罰を行った。

イ　府立高等学校　男性教諭（２９歳）『減給３月』

令和元年５月、生徒に指導を行った際に、手の平で生徒の右胸から肩辺りを１回押すという体罰を行い、当該生徒を転倒させ、足首に全治２週間程度の怪我を負わせた。

ウ　府立高等学校　男性教諭（６１歳）『減給１月』

平成３１年４月から令和元年５月までの間、指導を行った際に、複数の生徒に対して、腕を絡ませて首を軽く絞める、手首を軽く捻る、２ｃｍないし３ｃｍ上から頭部に教科書をぶつけるなどの体罰を行った。

②職務専念義務違反及び生徒への暴行…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（６０歳）『減給１月』

平成２２年４月から令和元年９月までの間、勤務時間中に、喫煙及び学校外で食事をした。

また、令和元年５月、授業中に、生徒の胸を拳で突く暴行を行った。

　　③特別休暇の虚偽申請等…１件（１名）

・　府立支援学校　男性実習助手（３６歳）『免職』

前任校に在籍していた平成２８年度から３０年度にかけて、診断書を２度偽造するなどし、合計１６回、病気休暇又は特別休暇の虚偽の申請を行った。また、１年９か月間にわたり、住居手当を不正に受給したほか、延べ５日２時間５９分、正当な理由なく欠勤した。

④欠勤…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（３４歳）『戒告』

平成３０年度、年次有給休暇を使い果たし、１日６時間２８分、正当な理由なく欠勤した。

⑤営利企業等の従事制限違反…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（２９歳）『停職１月』

令和元年８月から１０月にかけて、市教育委員会の許可を得ずに、合計で約１０日、風俗店に勤務し、合計で約１０万円の報酬を得た。

　　⑥いじめ事案に関する不適切対応…１件（１名）

　　　・　市立小学校　男性校長（６０歳）『戒告』

平成２７年秋頃から平成２９年３月まで、学校内でいじめが生起していたにもかかわらず、いじめの早期発見及び防止への取組みが不適切であった。また、いじめ発覚後においては、再発防止等への対応が不十分であった。

（２）公金公物関係…１件（１名）

　　①通勤手当の不正受給…１件（１名）

　　　・　府立支援学校　女性教諭（２９歳）『減給３月』

平成３０年４月から平成３１年１月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自家用車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

３　府教委の取組み

　○　令和元年９月から１１月にかけて、府立学校校長会、市町村教育委員会の人事主担者会議などの機会を通じ、教職員の不祥事根絶に向けて、改めて指導の徹底を依頼した。

　　　また、同年９月には、全ての府立学校長・准校長・教頭を対象に、ハラスメントに関する研修を実施するとともに、府立学校の初任の常勤講師を対象に、服務規律の徹底を図るため、「教職員の服務について」の研修を実施した。

　〇　令和元年１１月２９日、各府立学校長及び市町村教育委員会教育長あてに、「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、教職員の不祥事根絶に向けて、改めて指導の徹底を図った。今回は、「児童・生徒・同僚教職員へのハラスメント、わいせつ行為、盗撮、体罰」を重点項目と定め、複数の事例を掲載するなどし、各教職員の非違行為に対する意識改革を図った。